

# 原発事故被害者 相双の会

**連絡先**

國分富夫（会長）

**住所**

〒976-0052

福島県相馬市黒木字迎畑 91-12

**電話** 090 (2364) 3613**メール** kokubunpisu@gmail.com**事務局**

鈴木宏孝 090-2909-6133（浪江）

関根憲一 090-4889-3726（富岡）

板倉好幸 090-9534-5657（南相馬）

## 事故発生13年の福島第一の実情

東京新聞編集委員 山川剛史

東京電力福島第一原発事故の発生から13年が過ぎたのですが、メルトダウンした核燃料（いわゆるデブリ）については、残念ながらここ数年、大きな進展はありません。もちろん現場ではいろいろな動きがあり、調査で新たに分かったことは少なくないのですが、「じゃあデブリ取り出しにどうつながるの？」と問われると、明確に答えられる人はいないと思います。

例えば1号機。2022、23年に格納容器内に水中ロボットが投入され、ようやくデブリの広がり具合が映像で確認できました。そこまでは良かったのですが、何百トンもある圧力容器が乗る鉄筋コンクリート製の土台の根本付近のコンクリートがなくなっていることが判明しました。圧力容器の底を溶かし、流れ落ちてきた核燃料が円筒形の土台内に広がり、その熱でコンクリートが弾け飛んだためです。

を破壊したりすることはない」と結論づけていますが、あくまで計算上の話です。デブリをどう取り出すのか？という話にはなっていません。

2号機も格納容器の底で核燃料のハンドル（抜き差しする際の手すり状のもの）が見つかるなど「この上部に圧力容器に大穴があるのだろう」という状況はそれなりに分かっています。調査を少し進めて、堆積しているものを少し取ってこようと計画しています。これを称して「試験的取り出し」と東電は言い、仰々しく取り上げるメディアもありますが、仮にうまく行ったとしてもさじ1杯程度。

1～3号機には計880トンのデブリがあると試算されており、そのごくわずかな量を取ってきたところで、廃炉が進んだかのような演出をするのは虚構と言うべきものでしょう。もちろんデブリのサンプルを取ってきて核燃料と鋼材やコ



写真：1号機圧力容器の土台の惨状（IRID 提供）

東電や原子力規制委員会は「多少、座屈（鉄筋が曲がって、圧力容器がずり落ちること）はあっても、容器が転倒したり、使用済み核燃料プール

ンクリートがどんな状況で交ざっているのかなどを調べるのは重要ですが、それはあくまで調査の一環です。

3号機も、圧力容器内の構造物や容器下部に取り付けられていた制御棒を出し入れする装置などが、格納容器内ではがれきの山と化していることが判明していますが、東電の廃炉担当者ですら「どこから手をつければいいのか」と言ってい

中には取り出しがスタートできる見通しがついてきました。

危うい場所にある使用済み核燃料が、全て安定した地上施設に移されれば、福島第一原発のリスクが大きく減ることは確実です。



写真：使用済み核燃料の取り出し準備が進む1、2号機（筆者撮影）

る状況です。

前向きな話としては、使用済み核燃料取り出しのゴールが見えてきたことがあります。3、4号機は既に取り出しが終わり、地上の共用プールに貯蔵されており、残るは1、2号機の計約1000体（本）です。私は、デブリの取り出しより使用済み核燃料の方が重要だと思います。

なぜなら、核分裂反応が起きやすいよう加工したものが核燃料であり、そんなものが損傷した建屋の地上30メートルのプールにあり、建屋内は高線量でがれきも多く作業員による保全是ほぼできない状態だからです。

紆余曲折はありましたが、2号機は現在、建屋内の除染と線量低減の鉄板敷きなどの作業が進行中で、取り出し設備を据えつける構台も今夏ごろ完成の見込み。来年の秋くらいから取り出しがスタートできそうです。がれきが積み上がる1号機では、建屋をすっぽり覆う大型カバーの建設が進み、風雨にさらされない環境が整えば、残る大型のがれき撤去も進めやすくなります。28年度

残る大きな問題は、23年8月から始まった高濃度汚染水を処理した水の海洋放出です。ケタ違いに安くできるという理由で決まった海洋放出ですが、ふたを開ければ実は最も高くつく道を選んだようです。

当初見積もりでは34億円で処分が可能という触れ込みでしたが、放出用の海底トンネル建設や風評対策の基金などで計1280億円に膨れ上がり、直近の国の推計では建設費を含めると3430億円とされています。長年記者をやっていますが、金額が100倍にまで膨らむ事業など見たことも聞いたこともありません。

今のところ、明確な環境影響は見つかっておらず、風評も限定的ではありますが、あくまで「今のところ」です。放出は30年にもわたって続き、だんだんとトリチウムの濃いものが放出されるようになります。長〜い放出期間中、設備は海水の腐食を受けますし、東電の緊張感も下がっていきます。また、放出を急ぐ理由とされた「取りだ

# 膨れ上がる海洋放出コスト

トリチウム水タスクフォース報告書（2016年6月）

- ▶ 地層処分 177億～3,976億円+調査費用
- ▶ **海洋放出 17億～ 34億円**
- ▶ 水蒸気放出 227億～ 349億円
- ▶ 水素放出 600億～1000億円
- ▶ 地下埋設 745億～2533億円



実績	本体工事	430億円	実績+最新の政府見積もり
	風評対策や基金、賠償	850億円	<b>3000億円</b>
-----		1280億円	<b>3430億円</b>

2024.2.5 原子力損害賠償紛争審査会への経産省提出資料



③ALPS処理水海洋放出に伴う影響（+0.3兆円）  
 ・中国・香港・マカオ・ロシアの輸入規制の影響を受ける水産物  
 ※ 貿易統計によると、中国・香港・マカオ・ロシアへの2022年は前年同期比▲約68%。

**当初見積もりの  
100～200倍**

写真：海洋放出のコスト（筆者作成）

したデリの保管設備などの用地が必要」という話も、冒頭に紹介した通り、当分の間、大量のデブリが取り出されるような状況にはなく、理由になっていません。

日々の汚染水発生量は現場の努力で着実に

減ってきていますし、1号機のカバーができればさらに発生が減ります。さらに原子炉への注水冷却から空冷にすべきだとの議論もあります。これらを考え合わせると、急いで海洋放出を進める理由がぼやけてくると思います。

## 大熊町と双葉町になぜ原発が？

### 出稼ぎに頼った双葉地方

1958年当時の双葉町は、市町村建設の基本計画で「大工場、事業場誘致至難」であり、労働力の余剰は町営事業を失業対策として、その救済を図り、それでも及ばぬ部分は「海外移民」等も含め「町外への飛躍を図る」とされた状況でした。

双葉郡、相馬地方は企業がなく、農業形態や経済構造の変化により余剰労働力が生まれ、出稼ぎ労働者が増加しました。福島県の太平洋沿岸（浜通り）は南部がいわき地方、中央部が双葉地方、北部が相馬地方に区分され、このうち、いわき地方は常磐炭田が存在することで栄えて開発がすすめられました。これに対して双葉地方はほとんど開発の脚光を浴びることはなく、その北の相馬地方も同様でした。

一方、日本鉄道株式会社が1898年に上野・岩

沼間を開通させて双葉地方を列車が通るようになります（1909年「常磐線」と名称変更）。しかし、常磐線によって双葉地方や相馬地方の開発が進むということはなく、常磐線はもっぱら常磐炭田の開発に重要な役割を果たしたただけでした。

### 弱みに付け込んだ原発「誘致」

1961年、福島県から、双葉郡内の大熊町と双葉町に東京電力の原子力発電所誘致案が持ち込まれました。大熊町は9月、双葉町は10月にそれぞれ原発誘致決議をしました。

東京電力は、東北地方から東京へ電力を供給するために原発を建設する必要がありました。すでに原子力は日本の基幹エネルギー源として位置づけられていました。

一方、過疎の町にされていた双葉町は、原発建設

によって地域振興を図り、住民の雇用を創出することを目指しました。大熊町・双葉町は、旧陸軍航空隊基地で、敗戦後、一時塩田として使われた約190万㎡の平坦地を原発建設の有力地点として東京電力へ打診しました。東電はこうした打診を今や遅しと待ち受けていました。それは東京電力が原発の開設にあたって地元の積極的な誘致を黙認できないという形式を取りたかったからでしょう。「地元からの誘致」を、何か問題が発生した場合カードとして用いるための演出ではなかったのか。実際にそれは、13年前の大事故で東京電力が示した被災住民に対する傲慢な態度として露呈されました。

## 事故と被災者への非道な対応

苦しみに耐え出稼ぎが中心で、小さな漁港と農業だけの双葉地方は、原子力発電所が建設され

ば生活苦から脱却できると多くの住民が信じました。男性たちは出稼ぎから原発建設現場へ向かうようになります。私たちは反対運動に全力をあげましたが、「事故は起きない」と宣伝され喜びに沸いた人が多かったことも事実であったと思います。1971年から1979年まで6つの原子炉が順次運転を開始しました。

ところが事故が起きたら、被災住民には「金をはらったのだから責任は果たした」という態度で、ふるさとと家族を失ったことへの責任は果たそうとしません。国策であったにもかかわらず国も責任はとりません。2011年の事故から13年過ぎても廃炉は一向に進んでいません。

このように79年前の広島・長崎へ原子爆弾投下され被ばく者の苦しみが続いていることへの反省もなく「核の平和利用」と原発を国策として進めてきた結果が福島事故なのです。



# ノーモア原発公害市民連絡会

### 2022年6月17日の衝撃

この日は、福島第一原発事故の被害者が原告となって国を訴えた4つの事件について最高裁が判決を下す日でした。このうち3つの高裁判決が国の責任を認めており、最高裁前を埋め尽くした人たちは誰もが「国の責任を断罪」との幕が出るのを待っていました。ところが、判決は「国に責任はない」でした。この「6.17最判」を見直しを求めるたたかいは、ここから始まりました。

### 国の監督の怠りの違法性が問われている裁判

原発は管理し続けないと暴走する。暴走した時の被害が甚大である。この2点で、通常の産業技術・設備とは異質の危険性をもちます。そのため、原発の関係法令は一般の産業とは異なる特別の安全性確保のあり方を定め、国に安全規制の強力な監督権限を与えています。

これは電力会社が稼働・利益優先で安全をないがしろにしがちであるので、万が一にも原子炉災害を起こさないためです。国の機関である地震本部が2002年、巨大津波の可能性を指摘する「長期評価」を発表しました。その後、東電も敷地の高さを超える津波が襲来するというデータを手にしながら原発稼働を優先し、津波対策を先送りしました。しかし、監督権限を行使すべき国は、何もしなかったのです。

### あるまじき怠りを法令解釈しないで免罪した不正義と害悪

国の怠りの違法性を審査するためには、法令が権限を与えた趣旨を解釈し、それを踏まえて、東電に津波対策をとらせる必要性の有無、どのような防護対策をとることが法令の求めるところか、を順次判断することが必要です。4つの高裁判決も当然この判断過程をとりました。

ところが6.17最判は、この物差しとなるべき法令が求める安全規制の趣旨をまったく無視しました。6.17最判は、防潮堤が完成するまでの数年単位の間、原子炉を冷やし続けるために絶対必要な非常用電源設備が津波に対し裸の状態になっていたとしても、国は何もしなくてもよい、というのです。この判決は政府にとって「原発推進GO」の青信号となりました。

(弁護士 中野直樹)



